

大阪青山大学

平成 23 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 24 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、大阪青山大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 23(2011)年 4 月 1 日から平成 30(2018)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は、「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」を建学の精神として掲げ、大学の使命・目的としては、地域社会に貢献する職業人としての専門的能力に加え、我が国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性、倫理性及び創造性を備えた専門的職業人の育成を掲げ、学部・学科の教育目的に反映させている。

健康科学部の健康栄養学科、健康こども学科の 2 学科が、それぞれの使命・目的を達成するための適正な規模と関連性を保ちながら、相互に協力して教育研究活動を行っている。教養教育についても、平成 23(2011)年度に「教養教育委員会」を設置し、教養教育を推進する体制の構築に着手している。教授会に関しては、学則上の位置付けを明確にすることが求められる。

教育課程については、学部・学科の教育目的を学則に明記することが必要であるが、初年次教育やキャリア教育など、大学の教育理念に基づいて編成されている。教員は、少人数制のクラス編成と担任制度によって日常的に学生の達成状況を把握しており、入学時前後の基礎学力を補填するサポート体制の整備にも努力している。

保健室、学生相談室などの更なる充実が求められるが、クラス担任を中心に、教務部、学生部、「進路支援センター」などが連携しながら、大学が掲げる「丁寧な教育」の実践を目指しており、学生生活全般にわたるきめ細かい支援体制の構築に努めている。

大学設置基準に定める教員数を配置しており、採用・昇任については、具体的基準を明確にするため、関連規定を全面的に改訂し、その改善に努めている。教員は、学生による授業評価のフィードバックに加え、教員間の意見交換などによる FD(Faculty Development)活動に努めている。

職員は、事務局業務の円滑な連携と効率化に努めており、各種研修会への参加などの SD(Staff Development)活動を通して、その資質と能力の向上に取り組んでいる。また、学部・学科の各種委員会に出席するなど、教員との連携を図りながら教育研究活動を支援している。

大学の管理運営体制については、幹部教職員を構成員とする「大学運営会議」を組織し、管理部門と教学部門の適切な連携と大学運営全体の円滑化を図っている。また、自己点検・

評価において明らかになった課題については、その改善に努めている。

健康栄養学科、健康こども学科ともに収容定員の充足率が低下しているが、借入金に依存することなく、教育事業に対する財政基盤を確保しており、今後の安定した財政基盤の維持のため「中期5ヶ年計画」を策定し、その実現化に取り組んでいる。

2つのキャンパスを有する教育研究環境は、教育研究上の目的を達成するために必要な施設・設備が十分確保されており、今後、耐震補強やバリアフリー化、老朽化した校舎の改修・建替えなどの工事も順次予定されている。

「地域活動支援室」を設置し、教職員や学生の地域活動の支援や企業との連携事業の推進に努めている。健康・栄養・保育・教育・子育てなど、大学の専門とする教育研究領域は、地域社会の期待も大きく、近隣自治体との協力関係の向上に努めている。

服務規程などによって、組織倫理の周知と法令遵守の啓発に努め、学生を含め研究活動に従事する者が、基本的人権、生命倫理、公正性に留意するよう促している。危機管理に対してはマニュアルを整備しており、教育研究活動の現状や成果については、各種学会や研究会、研究紀要などの刊行物を通して学内外に公表し、情報を発信している。

総じて、大学は建学の精神に基づいて、学生によく目の届く丁寧な教育を実践しており、今後、参考意見などを糧に、より質の高い高等教育機関として更に発展・向上していくことを期待したい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

昭和42(1967)年、大阪青山女子短期大学(現大阪青山短期大学)としての学園発足時より、学園創始者の主唱「人格の極めて高潔かつ学識豊かな青年の育成にあたる」を建学の精神とし、平成17(2005)年の大学開学以来、それを継承し、土台にした教育理念を掲げてきたが、平成22(2010)年、大学の現状に合わせ、「高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材の育成」と改定した。学生に対しては、学生便覧の冒頭に記載し、入学式の学長式辞や学期始めのオリエンテーションにおいて建学の精神及び大学の教育理念について言及し、その浸透に努力している。教職員に対しては、教授会、全教職員参加のFD・SD研修会、新年の学長講話などによって周知に努めている。

大学の使命・目的については、「グローバル化する現代社会にあって、わが国の文化と伝統に基づいた感性を磨き、知性、倫理性及び創造性を備えた専門的職業人を育成し、もって地域社会に深く貢献する」ことを大学の使命とし、「高い志をもって努力する専門的職業人を育成すること」を大学の目的として、学則の第1条に定めている。大学の教育目標については、大学の使命・目的を達成するため、「自分の進路に自信と誇りをもって臨む人」など5つの項目が掲げられている。

また、地域社会や高等学校の生徒及び教員、在学生の保護者ら学外に対し、ホームページや各種刊行物など大学全体の広報活動を通し、建学の精神、大学の基本理念及び使命・目的について積極的にアピールできる体制を構築している。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

健康科学部の健康栄養学科、健康こども学科の 2 学科が、大学の使命・目的を達成するために相互に協力して教育研究活動を行うなど、高い志をもって努力する専門的職業人の育成という共通の大学の目的のもとに、教授会、学科会議、各種委員会を中心に互いに連携しながら運営するよう努力している。また、生涯学習教育研究機関としての「大阪青山歴史文学博物館」を設置して教員及び学生の地域連携活動を支援しているほか、「情報教育センター」などを設置して教育研究活動を支援している。

教養教育については、教務部と教務委員会で検討を行っていたが、平成 23(2011)年度からは「教養教育委員会」を設置し、教養教育を推進する体制の構築に着手している。

教育研究などに関わる大学の諸事項についての企画立案、審議などについては、教授会、学科長会議、学科会議、学部各種委員会及び「大学運営会議」などによって行われている。しかしながら、教授会に関しては、学則上の位置付けを明確にするよう改善が必要である。「大学運営会議」は、学長を補佐し、教育研究及び大学運営上の諸問題を審議する機関として設置され、学長をはじめとする各部門の代表者で構成されている。学部の教育研究及び管理運営については学部教授会がこれにあたり、教学上の諸問題については各種の全学委員会が審議・検討している。

【改善を要する点】

- ・教授会については、学則と「学校法人大阪青山学園組織規程」の職員組織に関する規定との整合性を図り、教授会の学則上の位置付けを明確にするよう、改善を要する。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

教育課程は、教育目的に沿って体系的に編成しており、教育目的の達成に向けて適切に運用している。

学部と各学科の教育目的は学則に明記されていないが、教育目的を達成するために、教育課程の編成方針に即して授業科目、授業内容を設定している。専門科目及び教養科目の

授業内容を工夫し、入学前教育、初年次教育、キャリア教育を実施するなど、教育課程や教育方法の改善に努めている。また、授業期間、単位の認定、卒業・修了の要件は、大学設置基準を遵守して定め、厳正に適用している。単位の認定、卒業・修了の要件などは、学生便覧に明記し、学生に周知している。

学生の学習状況、資格取得、就職状況は、少人数制のクラス編成と担任制度によって学生と直接関わることによって把握している。また、各教科の授業評価アンケートのほか、健康こども学科の「キャリアデザイン」の授業における「学修ポートフォリオ」、教職課程における「履修カルテ」などの制度によって授業内容や教育目的の達成状況を点検・評価し、その改善を図る努力がなされている。また、就職先企業へのアンケートによる意見聴取なども実施している。

【優れた点】

- ・健康栄養学科と短期大学の学生が授業科目との関連で昼食時に「レストラン AOYAMA」を運営し、調理技術の向上と現場での実践力の涵養に役立たせていることは高く評価できる。
- ・健康こども学科の「キャリアデザイン」の授業における「学修ポートフォリオ」や教職課程における「履修カルテ」を活用して指導していることは高く評価できる。

【改善を要する点】

- ・学部目的やそのほかの教育上の目的が、学則に明記されていない点は改善を要する。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

学部、学科のアドミッションポリシーは、大学のホームページや学生募集要項において明示し公表している。入学試験は多様な学生の確保を目指したものであり、厳正な選抜が実施されている。平成 23(2011)年度には健康こども学科の入学者が入学定員を充足しているが、健康栄養学科・健康こども学科ともに引続き、学生募集活動の強化など安定した学生数確保のための具体的対策を検討しており、今後の成果に期待したい。

学習支援については、担任制度の活用や入学前教育などを整備するとともに、学生からの意見のくみ上げを行い、適切に実施している。「学習支援室」を設置しており、学習支援アドバイザーによる学習相談、学生アシスタントによる助言活動、「学修ポートフォリオ」の作成をはじめとする各種講座を実施しており、学生の自習活動サポートに努めている。

健康相談や心的相談については、保健室、学生相談室などの更なる充実が求められるが、学生の福利厚生、奨学金などの経済的援助については学生部が適切に対応している。

また、ウェブ上での自学自習システムを取入れるなど、就職・進路支援などの体制が整備されている。

【改善を要する点】

- ・ カウンセラーは非常勤で相談日は土曜日のみであるなど、学生の利便性の点から体制の整備について改善を要する。
- ・ 学校医が指定されていない点については、早急に改善を要する。

【参考意見】

- ・ 学生からの心的相談への体制については、相談の場所や周知方法も含めてより一層の充実が望まれる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

健康栄養学科、健康こども学科ともに、専任教員は適切に配置されており、大学設置基準を満たしている。更に、健康栄養学科においては、管理栄養士学校指定規則、こども学科においては、教職課程認定基準を満たしている。

教員の採用・昇任については、その具体的基準を明確にするため、平成 23(2011)年度より「大阪青山大学 教育職員人事規程」「大阪青山大学 教育職員資格審査規程」の全面改訂を行い、また「大学教員の採用及び資格審査に関する申し合わせ事項」を制定しその改善に努めている。

大学院を設置していないため、TA(Teaching Assistant)・RA(Research Assistant)の制度はないが、「学習支援室」に学部 2 年次生以上からなる「学習支援アシスタント制度」を整備し活用しており、教育研究体制の支援に努めている。また、教員の個人研究費は、若手教員の研究を奨励するため一律に同額を支給している。

教育研究活動の活性化については、学生授業評価アンケートでの評価に加え、「FD 推進委員会規程」のもと「FD 推進委員会」が研修会などを実施し、全学的な FD(Faculty Development)活動に取り組み、教員間の意見交換の促進と意識改革を促している。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の組織編制及び事務分掌については、「学校法人大阪青山学園組織規程」において定め、学園全体の事務統括を行う法人事務局と大学及び併設短期大学の事務を行う事務局で構成されており、事務組織間の円滑な連携を図るためワンフロアに配置し、効率的な事務運営に努めている。事務局長を議長とする月例事務連絡会により理事会などの重要事項に

については全職員への伝達・周知が図られている。また、職員の採用・昇任・異動については「学校法人大阪青山学園職員就業規則」及び「大阪青山学園事務系職員採用・昇任に関する規程」に基づいて行っている。

SD(Staff Development)については、事務局長を委員長とする「SD 推進委員会」が設けられており、また教職員合同の研修会の実施や、学外団体による各種研修や他大学のオープンキャンパスなどへの参加を通じて職員が諸課題を共有し解決する力を高め、職員の資質向上を目指している。

教育研究支援に関わる事務組織は、事務部、教務部、学生部、「進路支援センター」「学習支援室」「保育・教職支援室」「情報教育センター」「図書館・メディアセンター」などが設置されている。また、職員は学部・学科の各種委員会に構成メンバー又は陪席者として出席しており、教職員との円滑かつ速やかな連携を図ることにより教育研究活動全般を支援する体制を整備している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人及び大学の組織・管理体制については「学校法人大阪青山学園寄附行為」「学校法人大阪青山学園組織規程」及び「大阪青山大学学則」などに定められ、運営されている。理事会は隔月開催を常例としている。より迅速かつ円滑な運営を図るため、特定事項の議案については理事会の議決のもとに「常任理事会内規」を定め、理事長、財務担当理事、総務担当理事及び教学担当理事を構成員とする常任理事会を毎週開催している。

また、当面する教育研究及び管理運営上の諸問題に対処するため、理事長、学長、短期大学学長、大学・短期大学教員代表、教務部長、事務局長、大学改革室長を構成員とする「大学改革委員会」を設け、原則隔週で開催し、改善策を学長に答申し、学長から各担当部署・委員会に指示する体制を構築している。

更に、学長、学部長、学科長、教務部長、学生部長、入試広報部長、進路支援センター長、情報教育センター長、事務局長、事務長で構成される「大学運営会議」が設置され、大学運営上の諸問題を協議する機関として機能し、管理部門と教学部門との適切な意思疎通と円滑な連携に寄与している。

自己点検・評価については、「大阪青山大学自己点検評価委員会」を設置している。点検・評価で明らかになった改善・向上を要する事項は、各学科、各種委員会及び事務局各部門においてその都度、具体的な改善に努めている。平成 22(2010)年度に刊行された「平成 22 年度自己点検評価報告書」は、大学ホームページを通じて社会に公表されている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

学生募集については、両学科ともに定員未充足の状態であり、大学のみならず学園全体の財政財務状況を圧迫している。しかし、現時点では借入金に依存することなく教育研究活動を遂行するに必要な経費は十分確保されている。また、「将来構想委員会」において「中期 5 ヶ年計画」を策定し「大学改革委員会」が種々の改革・改善に取り組み、収支バランスの健全化を図っている。

外部資金の導入については、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種 GP などの外部資金や事業収入の獲得努力に期待したい。

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人大阪青山学園経理規程」「学校法人大阪青山学園旅費規程」に則り、公認会計士の定期的な監査を受けながら適正に処理されている。

財務情報については、学園ホームページ上に財務諸表や監査報告書などを掲載し公開している。

【改善を要する点】

- ・事業報告書に、財務の概要についても記載するよう改善が必要である。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

大学は箕面キャンパスと北摂キャンパスを有し、教育研究目的を達成するために必要な教育環境として、十分な校地・校舎、学部教育に必要な施設・設備及び「図書館・メディアセンター」などを備えている。また、北摂キャンパス内の「大阪青山歴史文学博物館」は、大学の教育研究施設として運営がなされている。

施設設備の安全管理については、施設の老朽化への対応及び必要な環境整備が予定されている。法定点検も含めた日常的な保守管理によって、学内の安全な環境が確保されている。キャンパス内の施設・設備の安全に加え、校門脇に警備員室を設置し、夜間は常駐の警備員を配置するとともに機械警備も導入して、不審者侵入防止など、学生の安全確保に努めている。また、キャンパス内の各所に AED（自動体外式除細動機）を配置している。

学生の休憩場所としての学生ホールや学生談話室などアメニティに配慮した教育環境が整備されている。コンビニエンスストアや学生向けの福利厚生施設としての「いなホール」（学生食堂）が設置されており、食堂営業時間以外にも自習や学生の休息の場として開放されている。更に、学生の実習施設である「レストラン AOYAMA」も学生食堂として使用されている。

【優れた点】

- ・「大阪青山歴史文学博物館」は、国宝・重要文化財などを多数所蔵し、大学の教育研究施設として運営されていることは高く評価できる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学の施設及び人的・知的資源の地域提供については、地域社会の要請に応え、教室や体育施設をはじめとした各種学内施設の貸与、学科の特性を生かした社会人向けの各種講座などを実施している。学生部に「地域活動支援室」が設置されており、地域活動に関する情報を一元的に管理し教職員や学生に提供するとともに、学生の地域活動には費用の一部を補助し支援している。

他大学との連携については、「大学コンソーシアム大阪」を通して、大阪府内 37 大学と単位互換協定を結んでおり、4 大学へ講師を派遣している。企業との連携については各学科の教育研究内容の特徴を生かして協力関係の構築に努めている。

大学の専門とする教育研究領域である健康・栄養・保育・教育・子育ては、今日的な地域課題でもあり、地域社会の大学に寄せる期待は大きい。大学全体として、近隣自治体である箕面市、池田市、川西市とそれぞれ包括協定を結び、大学の教育研究活動と自治体活動との相互協力関係の向上に努めている。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理に関する規定については、教職員の服務及び責任を定める基本的な規定として「学校法人大阪青山学園教育職員就業規則」「学校法人大阪青山学園職員就業規則」があり、同規則に基づいた「学校法人大阪青山学園服務規程」を定めており、その周知・徹底と遵守に努めている。学生に関する規定については学生便覧に明記している。

個人の権利や人権の保護に関するものとして、「大阪青山学園個人情報保護規程」「学校法人大阪青山学園ハラスメントの防止等に関する規程」を整備している。また、「人権・ハラスメント相談室」を設置し、相談活動を介しての人権擁護の体制づくりに着手している。更に、これらのコンプライアンスを担保するための「学校法人大阪青山学園公益通報等に関する規程」を制定している。

学術研究に関する倫理的規範を律するために、「大阪青山大学 研究倫理指針」において、学生を含め研究活動に従事する全ての者が、法令を遵守し、基本的人権、生命倫理、公正

大阪青山大学

性に留意して学術研究を展開するよう明示し、徹底を図っている。

危機管理体制については、「大阪青山学園危機管理規程」と「大阪青山学園危機管理基本マニュアル」が整備されている。

大学の教育研究活動の現状や成果については、紀要やホームページ、学会や研究会、各種市民講座などによって学内外に発信しており、公正かつ適切な広報活動が行われており、教員の研究発表の場は確保されている。

